

京都市告示第571号

平成24年5月15日京都市告示第65号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和6年12月12日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公立大学法人京都市立芸術大学に対する寄附金	京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公立大学法人京都市立芸術大学に対する寄附金	京都市下京区下之町57番地の1

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)